

新旧对照表

<p>③ 受注者は、施工計画書提出時に実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定するものとする。</p>	<p>4 受注者は、工事着手前までに対面による打合せ又は電子メールにより、実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定するものとする。 なお、監督員と行った実施の意向における協議内容については、情報共有システムにより後日、提出することとする。</p>	<p>(変更)</p>
<p>(情報共有システム利用料)</p> <p>第4条 情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、土木工事標準歩掛り等の共通仮設费率計上分（技術管理費）に含まれている。共通仮設費等の率計上分に含まれていない積算基準書に基づく工事については、情報共有システムを利用した場合でも、費用の積み上げ計上は行わないものとする。</p>	<p>(情報共有システム利用料)</p> <p>第4条 土木工事における情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、土木工事標準歩掛り等の共通仮設费率計上分（技術管理費）に含まれている。共通仮設費等の率計上分に含まれていない積算基準書に基づく工事については、受注者が希望した場合のみ情報共有システムを利用し、費用の積み上げ計上は行わないものとする。</p>	<p>(変更)</p>
<p>2 営繕工事（プラント設備除く）における情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、共通仮設費に積み上げて計上し予定価格を算出する。実施しない場合は、減額変更とする。対象工事以外で利用する場合は、情報共有システムに係る費用の計上を行わないものとする。</p>		<p>(追加)</p>
<p>(情報共有システム)</p> <p>第5条 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページに掲載されている情報共有システム提供者（※3）のものとする。なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとするが、原則として大分県様式（※4）あるいは大分県様式に類似する様式による工事帳票の作成が可能なシステムとする。</p>	<p>(情報共有システム)</p> <p>第5条 使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページに掲載されている情報共有システム提供者（※3）（※4）のものとする。なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとするが、原則として大分県様式（※5）あるいは大分県様式に類似する様式による工事帳票の作成が可能なシステムとする。</p>	<p>(変更)</p>
<p>2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。</p>	<p>2 発注者及び受注者は、情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意すること。</p>	
<p>※3 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表 (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)</p>	<p>※3 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表 (https://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)</p>	<p>(修正)</p>
<p>※4 大分県様式 (http://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html)</p>	<p>※4 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表（営繕工事編） (https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html)</p>	<p>(追加)</p>
<p>※5 大分県様式 (https://www.pref.oita.jp/soshiki/18700/tokki-syorui.html)</p>		<p>(修正)</p>
<p>(工事帳票)</p> <p>第6条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。</p> <p>ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていることとする。</p>	<p>(工事帳票)</p> <p>第6条 情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。</p> <p>ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていることとする。</p>	
<p>(セキュリティ関係)</p> <p>第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。</p> <p>① ID・パスワードの管理の徹底</p>	<p>(セキュリティ関係)</p> <p>第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。</p> <p>① ID・パスワードの管理の徹底</p>	

<p>② ウィルス対策の徹底 ③ 個人情報等機密情報の管理徹底 ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど) ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守</p>	<p>② ウィルス対策の徹底 ③ 個人情報等機密情報の管理徹底 ④ 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど) ⑤ その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守</p>	
<p>(検査)</p> <p>第8条 本試行を適用し、「大分市上下水道局電子納品試行運用ガイドライン【工事編】(以下「ガイドライン」)」の電子納品対象項目となった工事帳票は、電子データでの工事完成(中間)検査の受検とする。ただし、ガイドラインの適用を受けない工事及び電子納品の対象項目とならなかった工事帳票は、紙媒体に出力し受検するものとする。</p>	<p>(検査)</p> <p>第8条 「大分市上下水道局電子納品運用ガイドライン【工事編】(以下「ガイドライン」)」の電子納品対象項目となった工事帳票は、電子データでの工事完成(中間)検査の受検とする。ただし、ガイドラインの適用を受けない工事及び電子納品の対象項目とならなかった工事帳票は、紙媒体に出力し受検するものとする。</p>	<p>(変更)</p>
<p>(利用上の留意事項)</p> <p>第9条 工事帳票発議のうち、以下の工事帳票については紙媒体での提出を行うこと。</p> <p>① 施工計画書(変更施工計画書含む) ② 重要事項の指示・承諾・協議案件等 ③ 視認性に劣る資料</p> <p>2 発議管理機能で登録するファイル形式はPDFとする。</p>	<p>(利用上の留意事項)</p> <p>第9条 工事帳票発議のうち、以下の工事帳票については紙媒体での提出を行うこと。</p> <p>① 監督員が求めるもの ② 視認性に劣る資料</p> <p>2 発議管理機能で登録するファイル形式はPDFとする。</p>	<p>(変更)</p>
<p>附則</p> <p>令和4年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>令和4年4月1日から適用する。</p>	
<p>附則</p> <p>令和5年4月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>令和5年4月1日から適用する。</p>	<p>(追加)</p>